

市長選挙及び市議会議員選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについて

平成23年6月21日

選挙管理委員会事務局

1 選挙期日

平成23年8月28日（日）

2 投票所閉鎖時刻

全投票所において投票所を閉鎖する時刻を2時間繰り上げ、午後6時までとする。

従来は、89投票所中17投票所は午後7時まで、その他の72投票所は午後8時までとしていた。

投票開始時刻は従来と同様、午前7時とする。

3 投票所閉鎖時刻を繰り上げる理由

- (1) 大規模な余震により停電が発生した場合でも、午後6時であれば日没前であり、投票所内にいる投票人を安全に避難、帰宅させることができる。
- (2) 開票開始時刻が早まるため、候補者や有権者に対して選挙の結果を早くお知らせすることができる。
- (3) 投票事務の負担が軽減されることで、投票事務と開票事務を連続して従事することが可能となり、従事者の確保が容易になる。